

広島県医師協同組合情報

万一の休業保障に

『全国医師休診共済』

病気や災害で診療に従事できなくなった場合の備えとしては、まず県医師会の『医師共済』があり、月額六十万円であります。しかし、これだけで足りない場合、この不足額を少しでも補うものとして、医師協(全医協)の『休診共済』があります。

『休診共済』(任意加入)は、免責七日(災害の場合は、休業一日目より給付)で、最高給付額(三口)は、月額五十四万円です(六十歳未満の場合、六十歳以上は、従来通り四十五万円)。加入の際の会費は不要。又、医師の診査はなく告知だけで済みます。

掛金は、年齢によって多少異なりますが、例えば、四十歳〜五十五歳の方では、一口二千元で三口まで掛ける事ができます。(最高三口まで。三口の月掛金六千元、給付額五十四万円)。

同一の原因による疾病・災害に対する休業共済金の支払い日数は、百八十日をもって限度とします。入院、自宅療養共に対象となりますし、代診により経営を続けられても給付されます。

又、給付を受けなかった場合、期間に応じて、無事故祝金に加えて、無事故加算祝金が支払われます。

この休診共済と医師共済を併せると月額百十四万円になりますが、これですでに諸費用は賄えないと思います。

さらに不足額を補うために、『団体所得補償保険』、『団体長期障害所得補償保険』(広医株式会社・取扱い)にも加入されることがより万全かと思えます。

〔給付内容〕(六十歳未満の場合)

災害	病 気	共 済 の 対 象	一 日 に つ き	一 日 に つ き	一 日 に つ き
〔災害休業共済金〕	加入時より三カ月経過後発病して休業した場合(休業八日目より給付)(疾病休業共済金) 一時的に仕事に従事出来なくなった場合(休業一日目より給付)	一 口	六千元	二 口	三 口
			給付額 六千元	給付額 一万二千元	給付額 一万八千元

〔掛金月額〕

加入年齢	一 口	二 口	三 口
三十歳〜三十九歳	千五百円	三千円	四千五百円
四十歳〜五十五歳	二千円	四千元	六千元
五十六歳〜五十九歳	二千五百円	五千元	七千五百円
六十歳〜六十五歳	三千五百円	七千元	一万五百円
六十六歳〜七十歳	四千元	八千元	—

〔註〕六十五歳までに加入すると、七十五歳まで三口更新することが出来、六十六歳から七十歳までに加入すると、七十五歳まで二口更新することが出来ます。掛金は、銀行預金口座自動振替です。

勤務医の先生方にもお勧めします。

〔申込・問合せ〕 医師協同組合 電話(〇八二)三三二一八八〇〇

《新築・改築を計画しておられる先生へ》

火災保険等(火災、落雷・破裂、爆発、風災・ひょう災・雪災)の取り扱いをしてあります。何なりと医師協・広医(株)事務局TEL〇八二―三三二一八八〇〇までご相談下さい。